



保健・福祉・医療

保健事業

問 穂波庁舎 健幸保健課

健康診査

皆さんの健康状態を確認していただくために、さまざまな健康診査を行っています。自覚症状がない人も油断せず、年に1回は必ず定期健診を受け、早期発見、早期治療に努めましょう。

健診名	対象者	問合せ先
特定健康診査 (国民健康保険)	40歳以上74歳以下で飯塚市の国民健康保険に加入している人	健幸保健課特定健診係 ☎24-4002
特定健康診査 (国民健康保険以外の医療保険)	40歳以上74歳以下で被用者保険などに加入している人及び被扶養者	加入先の社会保険
後期高齢者健康診査	75歳以上の人(満75歳の誕生日から対象) また、65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度に加入している人	福岡県後期高齢者 医療広域連合 ☎092-651-3111
健康診査 (生活保護受給者)	40歳以上の生活保護受給者で、医療保険に加入していない人	生活支援課 ☎22-5500(代)
若年者健康診査	飯塚市に住民票がある19歳以上39歳以下(特定健康診査対象者を除く)の人	健幸保健課特定健診係 ☎24-4002

検診名	内容	対象者	問合せ先
肝炎ウイルス検診	・ B型肝炎ウイルス検診 ・ C型肝炎ウイルス検診	40歳以上 (過去に検査を受けた事のない人)	健幸保健課 健康づくり係 ☎96-8613
胃がん検診	問診・胃エックス線検査	40歳以上	
肺がん検診	問診・胸部エックス線検査・喀痰細胞診検査(問診の結果必要な人のみ)	40歳以上 (65歳以上は結核検診も含みます)	
大腸がん検診	問診・便潜血反応検査2日法	40歳以上	
前立腺がん検診	問診・P S A検査	50歳以上男性	
子宮頸がん検診	問診・視診・子宮頸部の細胞診検査	20歳以上女性(隔年受診)	
乳がん検診	問診・マンモグラフィ	40歳以上女性(隔年受診)	
口腔がん検診	問診・視診	40歳以上	
歯周病検診	問診・口腔内検査	40歳、50歳、60歳、70歳	

※各がん検診・肝炎ウイルス検査については事前に電話、電子申請サービス、LINEで予約が必要になります。
けんしん予約コールセンター ☎0948-22-5527

(以下は広告スペースです)



EN-YU-KAN
えんゆうかん



・サービス付き高齢者向け住宅 縁結館
・ヘルパーステーション 縁 ・デイサービスセンター 結
お電話でのご相談は

☎0948-96-2731
FAX 0948-96-2732
福岡県飯塚市口原 1744 番地

社会福祉法人 正松会

特別養護老人ホーム

デイサービスセンター
ケアプランセンター
グループホーム



つばき苑

飯塚市椿623-8

TEL 0948-23-2121
FAX 0948-23-6565



予防接種 健幸保健課 ☎96-8615

▶ 高齢者

高齢者肺炎球菌と高齢者のインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹は指定の医療機関での接種になります。

▶ 子ども

ロタ・BCG・四種混合・五種混合・二種混合・麻しん風しん・日本脳炎・インフルエンザ菌b型・小児用肺炎球菌・子宮頸がん・B型肝炎・水痘は指定の医療機関での接種になります。

▶ 風しん抗体価の低い妊娠希望者等

MR(麻しん風しん)もしくは風しんの予防接種費を助成します。指定の医療機関での接種になります。

▶ 予防接種履歴の交付

親子(母子)健康手帳の紛失等により予防接種の履歴が確認できなくなった場合、申請により飯塚市での定期予防接種A類の接種履歴「予防接種の記録」を交付します。

成人保健 健幸保健課 ☎96-8613

▶ 健康教育

保健師・栄養士・運動指導員が、健康に関するお話などを行います。

▶ 訪問指導

保健師・栄養士が家庭を訪問して、生活習慣病、在宅療養などに関する相談に応じます。

▶ 健康相談

皆さんの健康づくりや栄養などについて、保健師や栄養士が個別に相談に応じます。

▶ 特定保健指導 ☎24-4002

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病予防や改善が必要な方には、加入している保険者が保健指導を行います。

母子保健 こども家庭課 ☎43-3305

▶ こども家庭センター

すべての妊産婦さんや子育て中の方に対して、支援を行っていくための窓口です。妊娠中や子育てに関して、不安なこと、心配な事等お困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。

妊娠・出産・育児を応援します！

- 妊娠中から産後の過ごし方
- 母乳、ミルク、離乳食の進め方
- お子さんの身長・体重
- お子さんのことば・理解面、行動面・イヤイヤ期
- 乳幼児健診の受け方

▶ 乳幼児健康診査

4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児健診を実施します。対象者には個人通知しますので、通知後受診してください。

▶ 親子健康手帳の交付

妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査などの記録を行うことで母子の健康管理に役立てる手帳です。親子(母子)健康手帳は飯塚市役所こども家庭課(本庁舎1階)で交付をしています。(事前予約制)

▶ 育児相談

育児などについて、保健師・栄養士が個別に相談に応じます。

▶ 訪問指導

保健師・栄養士が家庭を訪問して、妊娠、育児などに関する相談に応じます。

▶ 離乳食教室

始め方や進め方などのお悩みに応じて、栄養士による集団教室、個別相談を行っています。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



加入と届出

飯塚市内に住んでいる75歳未満(65歳以上で一定の障がいがある人を除く)の人は、職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、及び生活保護を受けている人などを除いて、飯塚市の国民健康保険(以下「国保」という。)に加入しなければなりません。

国保の加入者

国保では一人ひとりが被保険者となり、加入は世帯ごとで、世帯主が届出を行います。

飯塚市に外国人登録をしていて、3か月以上日本に滞在するものと認められた場合は、国保に加入しなければなりません。

※75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入します。

こんなときは14日以内に届出を

	こんなとき	届出に必要なもの ※注1
国民健康保険に入るとき	飯塚市内に転入したとき	保険税口座振替先の銀行のキャッシュカード(※注2)
	子どもが生まれたとき	出産育児一時金の差額申請が必要な人は出産時の領収書、世帯主名義の通帳と世帯主の認め印
	職場の健康保険をやめたとき	保険税口座振替先の銀行のキャッシュカード(※注2)、社会保険等の喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、保険税口座振替先の銀行のキャッシュカード(※注2)
	外国籍の人が加入するとき	パスポートなど滞在資格と期間が確認できるもの、保険税口座振替先の銀行のキャッシュカード(※注2)
国民健康保険をやめるとき	飯塚市外へ転出したとき	資格確認書等
	死亡したとき	資格確認書等、葬儀を行ったときの領収書(会葬御礼状などでもよい)、喪主の印鑑、喪主の人の口座のわかるもの、喪主のマイナンバーがわかるもの
	職場などの健康保険に加入したとき	資格確認書等、新しくできた健康保険の資格確認書等(世帯全員分)
	生活保護を受けたとき	資格確認書等、生活保護開始決定通知書
	外国籍の人が飯塚市外へ転出したとき	資格確認書等
その他	市内で住所が変わったとき	資格確認書等(一部異動の場合は双方の資格確認書等)
	世帯主が変わったとき	資格確認書等
	世帯を分けた、世帯を一緒にしたとき	資格確認書等
	学生で飯塚市外に住所を異動するとき	資格確認書等、学生であることの証明(在学証明書・学生証の写し・学費振込証明書のうちどれか)
	資格確認書等をなくした、汚損、破れたとき	汚損した場合はその資格確認書等

国民健康保険資格確認書等は、本人または同一世帯の人が手続きをされる場合、窓口に来る人の顔写真付き身分証明書(免許証等)があれば窓口でお渡しできます。顔写真付き身分証明書がない場合または別世帯の人が手続きをされる場合は郵送となります。

※注1) 子ども・ひとり親・重度障がい者の各医療証、減額認定証をお持ちの人は、同証をお持ちください。

※注2) ゆうちょ銀行、福岡銀行、飯塚信用金庫、西日本シティ銀行、九州労働金庫、福岡嘉穂農業協同組合のキャッシュカードをお持ちの人は、保険税の口座振替登録が窓口で簡単にできます。北九州銀行、十八親和銀行、福岡中央銀行、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、福岡ひびき信用金庫の場合は、通帳と通帳届出印をお持ちください。

○注意

国保加入の届出が遅れると、国保への加入資格が発生した時点までさかのぼって、国保税を支払うことになり、また、保険に加入していない期間の医療費は全額自己負担となる場合があります。

○医療機関の適正受診を心がけましょう

病院にかかったときの医療費は、皆さんの保険税や国・県の補助金等からまかなわれます。必要な人が安心して医療が受けられるように、医療機関・薬局の適正受診に引き続きご協力ください。

医療費の負担割合

病気やけがで医療を受けるとき、国保を扱う病院・診療所でマイナ保険証での受付、または、国保の資格確認書を提示すると一部負担金(負担割合の額)を支払うだけで医療を受けることができます。

年齢による区分	医療費の負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳以上 ※注1	2割(所得により3割)

※注1) 70歳の誕生日の属する翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後。

その他の給付

出産育児一時金

国保の被保険者が出産した場合には、申請によって出産育児一時金が48.8万円または50万円(出産した医療機関が「産科医療補償制度」に加入している場合のみ)支給されます。

○対象／飯塚市の国保に加入している人で、他法給付がない人(妊娠85日以上で、死産、人工流産は問いません)

※他法給付とは、社会保険などの被保険者(本人)で1年以上加入期間がある人は、資格喪失後であっても6か月以内の出産であれば、社会保険などから出産育児一時金を受取ることができることです。

※出産育児一時金は通常、分娩する病院と契約を結ぶことにより、市から直接病院に支払われます。なお、出産費用が支給額(48.8万円または50万円)を下回った場合は、市に差額の申請をすることにより、後日本人に差額が支給されます。

葬祭費

国保の加入者が死亡した場合、その葬祭を行った人に葬祭費が3万円支給されます。

高額療養費

○限度額適用認定証について

高額な入院診療や外来診療を受けたとき、『限度額適用認定証』を医療機関などに提示することによって窓口での負担が限度額までとなります。

70歳未満の人と70歳以上75歳未満(住民税課税対象の一部を除く)の人は、事前に交付申請をしておくか、急に受診したとしても家族の人に頼んで受診した月内に申請すればその月から使える限度額適用認定証が交付されます。



限度額の詳細につきましては飯塚市ホームページをご覧ください。

※医療機関等受診時に「マイナ保険証」を使用し、情報提供に同意すると、限度額を超える支払いが免除されます。

はり、きゅう受診券

飯塚市の指定する治療院において、健康増進を図るために受診するはり、きゅうの施術(末梢神経疾患及び運動器疾患に限る)を利用するための券を申請により交付します。

※はり、きゅう受診券を使って、あんま・マッサージの施術を受けることはできません。

施術料金

はり、きゅう受診券1枚につき1,800円

(受診者が施術料金の半額を負担し、市が半額を助成します。)

利用回数

1日1回、1月10回、年48回を限度とします。

高額療養費支払資金貸付制度

医療費の一部負担金が高額療養費に該当し、その支払いに困っている人に資金を無利子で貸し付けます。貸付額は、高額療養費の90%以内で、貸付限度額は100万円となっています。

高額医療・高額介護合算制度

国保と介護保険の両方を利用し、1年間(8月～翌年7月)の一部負担金の合計額が限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が払い戻されます。

ただし、食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

交通事故等にあったら届出を

交通事故にあい、けがをした場合でも国保を使用して診療を受けることができますが、本来、その医療費は、事故の原因となった第三者(加害者)が負担すべきものです。交通事故にあったら、警察に届け「事故証明書」をもらって国保の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

※国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国保が使えなくなってしまうことがあります。示談を結ぶ前に必ず相談してください。

子ども医療費助成

子ども医療制度とは

飯塚市では、子どもの健康保持と健やかな育成を図るため、子どもの保護者に対し子どもの保険診療による医療費の一部負担金を助成しています。

子ども医療の対象者(次のいずれにも該当する人)

- ①飯塚市に住所を有する18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども
- ②国民健康保険の被保険者か、医療保険各法の被扶養者

医療費の自己負担額

- ①小学校就学前
通院・入院ともに自己負担額なし
 - ②小学校1年生から中学校3年生まで
通院1,200円/月(上限)
入院500円/日(月7日限度)
※1医療機関ごとに負担
 - ③16歳到達の年度初めから18歳到達の年度末まで
通院:助成対象外
入院500円/日(月7日限度)
※1医療機関ごとに負担
- ※新生児は、出生の日から60日以内に申請が必要です。
60日を経過すると申請月の初日からの認定となり、
出生日から認定月の前月までは医療費の助成ができませんので、ご注意ください。

養育医療給付医療券の交付

入院を必要とする未熟児(1歳未満)に対して、指定医療機関における医療費の自己負担について公費補助を行います。

重度障がい者医療費助成

重度障がい者医療制度とは

飯塚市では、重度障がい者の健康の保持及び福祉の向上を図ることを目的として、保険診療による一部負担金を助成しています。

重度障がい者医療の対象者

小学校就学後の人で飯塚市に住所を有し、国民健康保険の被保険者か医療保険各法の被保険者または被扶養者で、次のいずれかに該当する人。(ただし、飯塚市などの決定により身体障がい者施設または知的障がい者養護施設などに入所したため飯塚市外に住所を変更した場合は、飯塚市の重度障がい者医療の対象者となります。)

- ①身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けている人
- ②療育手帳A判定の交付を受けている人
- ③精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ④国民年金法の障がい基礎年金1級で傷病名が知的障がいまたは精神遅滞の人
- ⑤IQ36以上50以下で身体障がい者手帳3級の交付を受けている人
- ⑥特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当1級の受給者で傷病名が知的障がいまたは精神遅滞の人
- ⑦児童相談所または障がい者更生相談所の判定書が「重度」の人

※他の市町村などの決定で飯塚市内の身体障がい者施設などに入所するために飯塚市に住所を変更した場合は、対象者になりません。

また、前年の所得が限度額を超えている人は、重度障がい者医療を受けることができません。

※65歳以上の人は後期高齢者医療制度の被保険者に限ります。

※小学校就学前のお子さんの場合は、小学校就学後から重度障がい者医療に該当しますので、小学校就学後に子ども医療からの切替えが必要です。

医療費の自己負担額

通院・入院ともに自己負担額なし(※18歳到達の年度末までを除く精神障がい者の精神疾患の入院は対象外)

医療証の更新

医療証の有効期限は9月30日です。10月からの医療証は9月末までに送付します。

更新の手続きは必要ありませんが、所得証明の提出が必要な人については、個別にお知らせします。

■ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等医療制度とは

飯塚市では、母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のいない児童の健康の保持及び福祉の増進を図るため、保険診療の一部負担金を助成しています。

ひとり親家庭等医療の対象者

飯塚市に住所を有し国民健康保険の被保険者か、医療保険各法の被保険者または被扶養者で、次のいずれかに該当する人

①母子・父子家庭の父・母

現に18歳まで(※注)の児童を扶養している人

②母子・父子家庭の児童

小学校就学後から18歳まで(※注)の人

③父母のいない児童

小学校就学後から18歳まで(※注)の人

(※注)18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいいます。

ただし、前年の所得が限度額を超えている人は、ひとり親家庭等医療を受けることができません。

※小学校就学後から使用する医療証は、小学校に就学する月の前月末までに送付します。

医療費の自己負担額

通院 800円／月(上限)

入院 500円／日(月7日限度)

※1医療機関ごとに負担

医療証の更新

医療証の有効期限は9月30日です。毎年、更新手続きをしてください。

生活保護法による医療助成を受けている人は、子ども医療・重度障がい者医療・ひとり親家庭等医療いずれの医療費助成も受けられません。



後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の人に安心して必要な医療を受けていただくとともに、将来にわたって国民皆保険を堅持するためにその医療費を国民全体で支える制度です。

対象者

- ・75歳以上の人
- ・65歳以上75歳未満で一定の障がいについて認定を受けた人

資格確認書・資格情報のお知らせ

後期高齢者医療制度では、対象の人に対して、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のどちらかが交付されます。

原則として、75歳になる月の前の月にお届けします。

保険料

後期高齢者医療制度の保険料については、被保険者個人ごとにお支払いいただきます。

保険料率(2025年度)

均等割額(一人あたりの額) 60,004円
所得割率(所得に応じた額) 11.83%

保険料の軽減

収入の少ない人については、保険料を軽減する制度があります。

均等割額

世帯の所得状況にあわせて軽減されます。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者及び世帯主) の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合 (均等割額の年額) 2025年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ※1	7割(18,001円)
43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ※1	5割(30,002円)
43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ※1	2割(48,003円)

※1 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

※2 2年ごとに均等割額や所得割率、均等割軽減割合の所得要件が見直されます。

被扶養者であった人の軽減措置

被保険者の資格を得た日の前日に社会保険(協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など)の被扶養者だった人が対象となります。

※国民健康保険、国民健康保険組合は対象となりません。

均等割額

5割軽減 軽減後の保険料(年額) 30,002円

所得割額

負担なし

元被扶養者の均等割額の5割軽減措置は、制度加入後2年間限りとなります。

※低所得者への均等割額軽減措置と元被扶養者への軽減措置を比較して、軽減率が高い措置が優先して適用されます。

保険料の減免

災害、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情によりどうしても保険料を納めることが困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくは窓口でご相談ください。

保険料の納め方

原則として年金天引き(特別徴収)になりますが、年金の額などによっては、納付書や口座振替で納めていただきます(普通徴収)。

特別徴収でのお支払いの人は、申し出をしていただくことで、口座振替を条件に特別徴収から普通徴収へ納付方法を変更することができます。

社会保険料控除について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税及び住民税の申告の際に社会保険料控除の対象になります。

- ・年金天引き(特別徴収)の場合
被保険者本人のみに適用されます。
- ・その他の支払方法(普通徴収)の場合
保険料を実際に支払った人に適用されます。

○保険料を滞納すると?

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納した場合、給付が一時停止などになったり、被保険者、相続人代表者は財産の差押処分を受けたりする場合があります。保険料は必ず納期限内に納めてください。

医療機関での負担割合

病気やけがで医療機関にかかる時の一部負担金の割合は1割、2割または3割です。

●負担割合(8月～翌年7月)／毎年判定を行います。

負担区分	負担割合	要件
一般Ⅰ、 区分Ⅰ、 区分Ⅱ	1割	3割、2割負担以外の場合
一般Ⅱ	2割	同じ世帯の被保険者のいずれかの人が、住民税課税所得28万円以上145万円未満の場合 ただし、収入の状況により1割負担となる場合があります。
現役並み Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ	3割	同じ世帯の被保険者のいずれかの人が、住民税課税所得145万円以上の場合 ただし、収入の状況により1割、2割負担となる場合があります。

高額療養費

同じ月内に支払った医療費の一部負担金の合計額が高額になった場合は、限度額を超えた額が払い戻されます。申請が必要な人には、案内の通知をお送りします。一度申請された人は、次回からは申請の必要はありません。



限度額の詳細につきましては、飯塚市のホームページをご覧ください。

限度額適用認定について

- ・「マイナ保険証」をお持ちの場合

医療機関等受診時に「マイナ保険証」を使用し、情報提供に同意をすると、限度額を超える支払いが免除されます。

- ・「マイナ保険証」をお持ちでない場合

医療機関等受診時に負担区分が併記された「資格確認書」を提示することで窓口負担が限度額までになります。

※負担区分が併記された資格確認書の発行は、窓口での手続きが必要です。

高額介護合算療養費の支給

後期高齢者医療と介護保険の両方を利用し、1年間(8月～翌年7月)の一部負担金の合計額が限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が払い戻されます。

ただし、食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

はり、きゅう受診券

飯塚市の指定する治療院において、健康増進を図るために受診するはり、きゅうの施術(末梢神経疾患及び運動器疾患に限る)を利用するための券を申請により交付します。

※はり、きゅう受診券を使って、あんま・マッサージの施術を受けることはできません。

施術料金

はり、きゅう受診券1枚につき1,800円

(受診者が施術料金の半額を負担し、市が半額を助成します。)

利用回数

1日1回、1月10回、年48回を限度とします。

介護保険

問 本庁介護保険課・各支所市民窓口課

介護保険は、日常生活に介護や支援が必要になったときに、安心して必要なサービスを利用することができる制度です。

被保険者の種類

- ・第1号被保険者 65歳以上の人
- ・第2号被保険者 40歳から64歳までの人で医療保険に加入している人

サービスを利用できる人

- ・第1号被保険者(65歳以上の人)
要介護・要支援と認定された人または事業対象者である人
- ・第2号被保険者(40歳から64歳までの人)
介護保険の対象となる16種類の病気(特定疾病)が原因で要介護・要支援と認定された人

保険証と負担割合証

介護保険の保険証(介護保険被保険者証)は被保険者の人に対して1枚交付されます。申請やサービスの利用など様々な場面で使いますので、大切に保管しておきましょう。

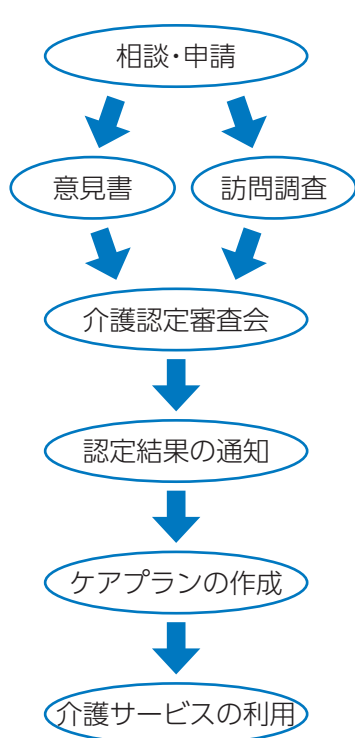
<介護保険被保険者証>

- ・第1号被保険者(65歳以上の人)の場合
65歳に到達する前の月に郵送にて交付されます。
- ・第2号被保険者(40歳から64歳までの人)の場合
要介護・要支援と認定された人に交付されます。

<負担割合証>

要介護・要支援または事業対象者と認定された人に交付されます。介護サービスを利用する時には、保険証と一緒に提示してください。

介護サービスを利用するまでの流れ



1.相談します

介護サービスを利用するには、要介護・要支援の認定を受ける必要があります。介護サービスの利用を希望する場合は、お住まいの地区の地域包括支援センター(P57)か市役所窓口で相談しましょう。

2.申請します

介護サービスを利用するご本人・ご家族が申請を行います。(居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうこともできます。)

3.主治医意見書を作成してもらいます／認定調査を受けます

主治医(かかりつけ医)に意見書を作成してもらいます。調査員が自宅を訪問し、心身の状態などの聞き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます。)

4.審査・判定されます

主治医意見書と訪問調査の結果をもとに、介護認定審査会で審査・判定されます。

5.認定結果が通知されます

介護認定審査会の結果をもとに、認定結果が届きます。認定結果は、要介護1～5、要支援1・2、非該当(自立)のいずれかになります。

6.ケアプランを作成します

要介護1～5の人は居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)に作成してもらいます。要支援1・2の人は地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所に作成してもらいます。

7.ケアプランに基づいてサービスの利用が始まります

※非該当(自立)の人には「介護予防・日常生活支援総合事業」(P55)を実施しています。これを利用するには「基本チェックリスト」を受ける必要がありますので、お住まいの地区の地域包括支援センター(P57)にお問い合わせください。



介護サービスの種類

要介護・要支援の認定をお持ちの方は自身の状態などにあった介護保険によるサービスを利用できます。サービスの内容については契約しているケアマネジャー（要支援の方はお住まいの地域の地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所）にご相談ください。また、受けることのできるサービスは介護度により異なります。

在宅サービス

自宅にしながら利用できるサービスです。

自宅で介護を受ける

- ・訪問介護
買い物や掃除・食事などの介助が受けられます。
- ・訪問入浴介護/リハビリテーション
移動式浴槽を用いて入浴サービスやリハビリテーションが受けられます。
- ・訪問看護
医療処置・医療機器の管理・床ずれ予防などが受けられます。
- ・居宅療養管理指導
療養上の管理指導・助言などが受けられます。

施設に通う

- ・通所介護/リハビリテーション
食事・入浴などの介助、機能訓練などが受けられます。

短期間施設に泊まる

- ・短期入所生活/療養介護
食事・入浴などの介助、機能訓練などが受けられます。

福祉用具をレンタルする

- ・福祉用具貸与
車いすや特殊ベッドなどの福祉用具をレンタルできます。

福祉用具を買う・自宅を改修する

- ・特定福祉用具販売
腰掛便座やシャワーチェアなどの福祉用具を購入する際に保険給付が受けられます。
 - ・住宅改修費支給
手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修をする際に保険給付が受けられます。
- ※他のサービスとは別に支給限度額があり、ケアマネジャー等の判断により必要と認められ、市から許可が下りた場合のみ購入・改修について保険給付が受けられます。

施設サービス

施設に入所しながら利用できる介護サービスです。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要な方向けの施設で、食事・入浴などの介助、機能訓練などが受けられます。

介護老人保健施設

自宅への復帰を目指すための施設で、医療処置や食事・入浴などの介助が受けられます。

介護医療院

長期的な療養が必要な方向けの医療機関の病床で、医療的ケアと介護を一体的に受けられます。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介助、機能訓練などが受けられます。

地域密着型サービス（原則、他市区町村のサービスは利用できません）

高齢者の方が住み慣れた場所での生活を続けるために、身近な市町村で提供されるサービスです。

（在宅サービス）

- ・認知症対応型通所介護
認知症の高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などを日帰りで受けられます。
- ・地域密着型通所介護
小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
- ・定期巡回、随時対応型訪問介護・看護
日中、夜間を通じて1日に複数回の定期訪問と随時対応が受けられます。
- ・小規模多機能型居宅介護
小規模な施設への「通い」を中心に、「泊まる」、「訪問介護」のサービスが柔軟に受けられます。
- ・看護小規模多機能型居宅介護
小規模な施設への「通い」、「泊まる」、「訪問（介護と看護）」のサービスが柔軟に受けられます。

（施設サービス）

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
小規模な介護老人福祉施設で食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。
- ・地域密着特定施設入居者生活介護
小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。
- ・認知症対応型共同生活介護：
グループホーム
認知症の高齢者が共同で生活できる住居で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などが受けられます。

費用の負担割合について

介護サービスを利用時の自己負担額は、原則サービスにかかった費用の1割から3割です。残りの7割から9割分は保険給付として皆さんが納付されている介護保険料などから給付されます。

※施設でのお食事代やお部屋代等、介護サービスによる費用ではないものは対象になりません

負担割合の決まり方・確認方法

本人や同じ世帯の65歳以上の方の収入・課税状況により決定し、要介護・要支援または事業対象者の認定を持っている方に交付している「負担割合証」で確認できます。

負担割合は、毎年8月又は世帯の収入状況等に変更があったときに更新され、新たな「負担割合証」が交付されます。

介護サービス費の上限額

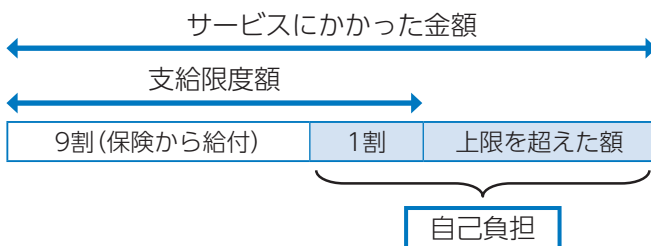
介護度によって、保険の対象となる1か月あたりの上限額（支給限度額）が決まっています。上限額を超えてのサービスの利用は可能ですが、超えた分に関しては負担割合に関係なく全額本人負担となり、次に説明する「高額介護サービス費」「高額医療合算介護サービス費」の対象とはなりませんのでご注意ください。

<支給限度標準額(1か月)>

介護度	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

<上限を超えてサービスを利用したとき>

※利用者負担が1割の場合



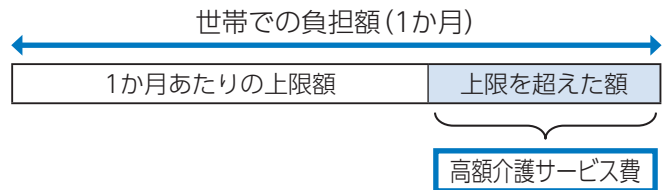
自己負担が高くなったとき

介護サービス費用が高額になった場合は、本人の負担軽減のためご利用できる制度があります。ただし、いずれの場合も要件や基準があり、すべての人には当てはまりません。

高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。申請書は、利用者負担が上限額を超えていることが確認され次第、市役所から送付します。

<高額介護サービス費の算出方法>



高額医療合算介護サービス費

年間(8月から翌年7月)の介護保険と医療保険の利用者負担額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合算額)が定められた上限額を超えた時は、申請により超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。申請書は利用者負担額が上限額を超えていることが確認され次第、福岡県後期高齢者医療広域連合より郵送されます。介護保険担当と医療保険担当、(期間中に住所変更をされている場合は)他市区町村と連絡調整が必要となるため、申請書の送付・申請後の支給までに数ヶ月時間を要します。

介護保険負担限度額認定証

所得の低い方の施設利用が困難にならないように、一定の要件を満たす方は、申請により1日のお食事代・お部屋代について利用者負担の限度額が設けられています。世帯(別世帯の配偶者含む)全員が非課税であることが要件となっています。承認された場合はショートステイ利用時や施設入所(特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院)の際にご利用できます。



介護保険料

➤ 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料

<納付方法>

納付方法は「特別徴収」と「普通徴収」があります。

- ・特別徴収 年金から保険料を天引きする方法
年金の定期払いの際に納付(年6回)
- ・普通徴収 納付書または口座振替で納付する方法
8月から翌年3月まで納付(年8回)

原則は「特別徴収」で納付していただきます。納付方法は法律で定められており、任意で変更することはありません。

- ・特別徴収となる人 年金の受給額が年18万円以上の人
- ・普通徴収となる人 年金の受給額が年18万円未満の人
ただし、特別な事情により、年金の年間受給額が18万円以上であっても、普通徴収となる場合があります。

➤ 第2号被保険者(40歳から64歳まで)の介護保険料

加入している健康保険の保険料(国民健康保険や職場の健康保険)の中に加算されます。医療分とあわせて納めます。

※詳しくは加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

➤ 介護保険料を滞納していると

介護保険料は介護サービスの利用有無にかかわらず、必ず納めなければならないものとして、法律で定められています。災害などの特別な理由もなく、介護保険料を滞納していると、介護サービス利用時に費用を一旦全額支払うことになったり(支払方法の変更)、利用者負担の割合が引き上げられたりします(給付額減額)。保険料は忘れずに納めましょう。

※滞納を放置していると、差押を受ける場合があります。

➤ 保険料の減免

特別な事情や恒常的生活困窮により、介護保険料の納付が困難な場合には、減免を受けることができる場合があります。減免を受けるには、申請をする必要があります。詳しい内容については、お問い合わせください。

※「特別な事情」の例

- ・主たる生計維持者が死亡した場合
- ・災害により、住宅や家財等に著しい損害を受けた場合

※減免が承認されるのは市の減免基準を満たした人のみです。申請により無条件に減免が承認されるものではありません。

➤ 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の決まり方(令和6年度から令和8年度までの3年間)

収入や所得、住民税の課税状況に応じ、公平な保険料負担となるよう保険料率が設定されています。特に、収入・所得の少ない人(第1段階・第2段階・第3段階)については、保険料負担を軽減するため、公費による軽減も実施しています。



65歳以上の人の保険料について

介護保険料は、本人及び住民票上の世帯（※1）の住民税課税状況や、本人の前年中の合計所得金額（※2）等に基づき、17段階に区分されます。

65歳以上の人の年間介護保険料額（所得段階別）

【基準額：84,310円】

段階区分	所得段階	率	年間保険料 (率×基準額)
第1段階	・生活保護受給者 ※3 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の人	0.285 (0.455) ※4	24,020円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万9千円を超え120万円以下の人	0.485 (0.685) ※5	40,890円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.685 (0.690) ※6	57,750円
第4段階	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の人	0.900	75,870円
第5段階	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万9千円を超える人	1.000	84,310円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.200	101,170円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	109,600円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	126,460円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	143,320円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	160,180円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	177,050円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	193,910円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上750万円未満の人	2.400	202,340円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上800万円未満の人	2.700	227,630円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上850万円未満の人	2.900	244,490円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が850万円以上900万円未満の人	3.100	261,360円
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	3.300	278,220円

※1 : 原則として4月1日現在で住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。

※2 : 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1段階から第5段階の人（本人が住民税非課税の場合）は、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用い、さらに合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 : 中国残留邦人等支援給付受給者を含みます。

※4～6: 第1～第3段階の保険料は公費の投入により、率が軽減されています。カッコ内の保険料率は公費投入がなかった場合の保険料率です。

（備考）本人または世帯員の住民税申告が未申告である場合、所得段階は第4段階または第5段階で判定しています。

在宅福祉サービス

在宅の高齡者の生活を支援するサービスです。各々の対象要件等、詳細についてはお問い合わせください。

事業	対象者	概要
軽度生活援助	日常生活の援助が必要な 一人暮らしの高齡者や高齡者のみの世帯 (市民税が非課税の世帯)	日常生活上の簡易な援助(庭の除草・草刈り、家屋内の大掃除)を行います。
福祉電話設置	通信手段の確保が困難な 一人暮らしの高齡者や高齡者のみの世帯 (市民税が非課税の世帯)	電話加入権を貸与し、緊急連絡手段、コミュニケーションの確保を図ります。
高齡者住宅改造助成	転倒などを防止するため「手すりの取付け」「段差の解消」等の住宅改修が必要な世帯(市民税が非課税の世帯)	[介護認定あり] 介護保険で該当しない項目を対象とします。介護保険との合算は出来ません。 [介護認定なし] 介護保険で該当する項目が対象です。
高齡者日常生活用具給付	心身機能の低下に伴い、防火などの配慮が必要な 要介護認定を受けている高齡者 (市民税が非課税の世帯)	防火を目的とした日常生活用具(火災警報器・電磁調理器)の購入費助成を行います。
高齡者訪問理美容サービス	要介護3以上の認定を受け重度の寝たきりのため外出が困難な高齡者	理美容師が対象となる高齡者のご自宅まで訪問し、カットを中心とした理美容のサービスを受ける際の訪問サービス料を助成します。
食の自立支援【配食サービス】	栄養改善が必要な 一人暮らしの高齡者や高齡者のみの世帯	栄養バランスのとれた夕食を配達し、併せて「面会」もしくは「声かけ」による安否確認を行います。
緊急通報システム	心臓疾患等により、健康上特に注意を要する 一人暮らしの高齡者世帯	緊急通報装置の設置について、貸与又は助成を行い、緊急時の連絡手段の確保を行います。
介護手当給付	要介護3以上の認定を受けている高齡者を在宅で常時介護している世帯の介護者	介護手当(月1万円)を家族介護者に給付します。 ※介護保険サービスを過去1年間利用しておらず(一部除く)、在宅での介護日数が15日以上月に限ります。
介護用品(紙おむつ・尿とりパッド)給付	要介護3以上の認定を受け、常時紙おむつ・尿とりパッドを必要とする高齡者を在宅で介護している世帯(市民税が非課税の世帯)	紙おむつ・尿とりパッドを給付(月6,000円以内)します。
認知症高齡者等位置検索システム	介護認定をお持ちで行方不明になるおそれのある認知症高齡者等を介護する世帯の介護者	購入、レンタルに要した初期費用の一部又は全部(7,000円を限度)を助成します。
行方不明認知症高齡者等SOSネットワーク	行方不明になるおそれのある認知症高齡者等	対象者の情報を予め登録することで、捜索願が出た際、協力団体に対しメール等により情報提供を呼びかけます。
認知症高齡者等個人賠償責任保険	行方不明認知症高齡者等SOSネットワーク事業登録又は登録予定者であり、要介護認定における認知症高齡者等の日常生活自立度がⅡa以上の者又はそれに準ずる者	認知症の人が法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とし、これを補償する保険に飯塚市が契約者として加入します。(保険料は市が負担)

介護予防・日常生活支援総合事業

2025年(令和7年)に「団塊の世代」が75歳を迎えるなど高齢化が進展していく中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」といいます)」が市町村の事業として位置づけられ、飯塚市では平成29年4月から開始しました。

総合事業の種類

要支援認定者や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人(事業対象者)が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上すべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

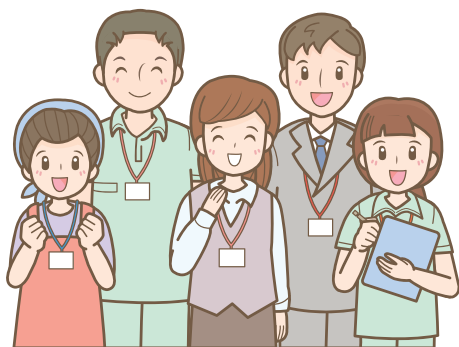
介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者を対象に、これまで予防給付として提供していた介護予防訪問介護と介護予防通所介護を緩和した基準などを用いながら、市の事業として実施します。

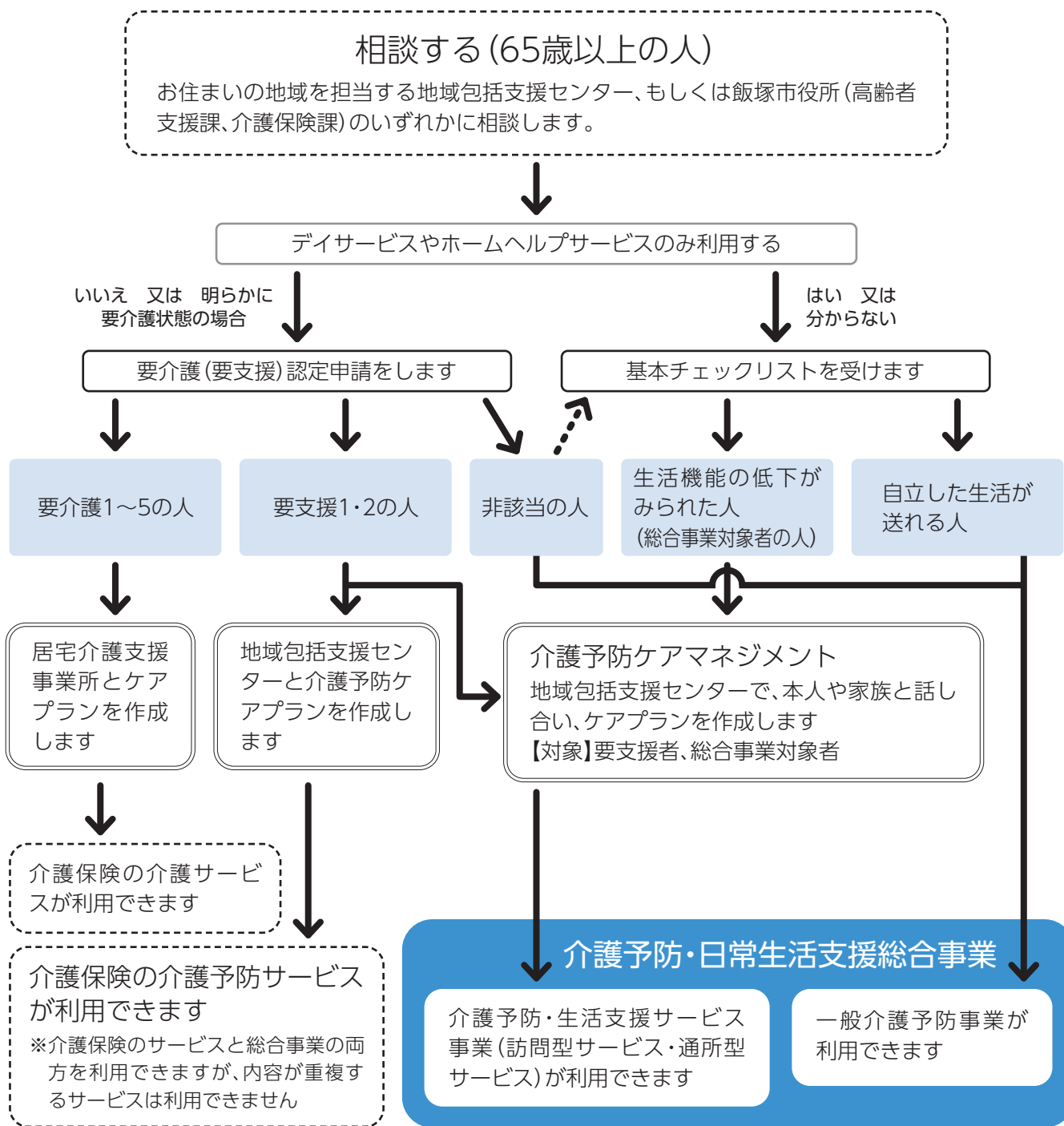
	サービス種類	サービス内容
訪問型サービス	訪問サービス(現行相当)	訪問介護員による身体介護、生活援助
	訪問型サービスA1(緩和基準)	身体介護を除く生活援助 1回60分
	訪問型サービスA2(緩和基準)	身体介護を除く生活援助 1回30分
	訪問型サービスC1(短期集中予防サービス)	居宅での理学療法士、作業療法士による相談指導(手すり設置等の相談、自主トレーニングの提案)
	訪問型サービスC2(短期集中予防サービス)	居宅での保健師又は看護師による閉じこもりに対する支援(必要に応じ口腔機能向上、栄養改善指導)
通所型サービス	通所サービス(現行相当)	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練
	通所型サービスA(緩和基準)	高齢者の閉じこもり予防や自立支援を目的とした通所事業
	通所型サービスC1(短期集中予防サービス)	生活機能改善のための運動機能向上を目的とした短期集中予防サービス
	通所型サービスC2(短期集中予防サービス)	生活機能改善のための口腔機能向上及び認知機能向上を目的とした短期集中予防サービス

- ・利用者の状態により、利用できる回数が変わります。
- ・総合事業を利用した場合、サービス費用の1割(所得に応じて2割又は3割)を本人が負担することになります。(訪問型サービスC2は無料)

次ページに続く



総合事業利用の流れ



一般介護予防事業

「介護予防」とは「いつでも住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくため、介護が必要な状態にならないように生活を工夫し、健康づくりに取り組むこと」を目指します。

日々の生活の中で弱くなった部分に早めに気づき、今以上に弱くならないように介護予防に取り組むことが必要です。

飯塚市では、介護予防のための教室(高齢者筋力アップ教室、脳元気教室など)を実施しています。詳しくは、広報いづかでご確認ください。

地域包括支援センター

総合相談支援業務として、高齢者や家族からの相談に応じ、介護・保健・医療・福祉サービスなどの情報提供や関係機関との連絡調整など、総合的に支援しています。また、高齢者の虐待の防止、成年後見など権利擁護のために必要な援助や要支援1、2と認定された方及び総合事業対象者の介護予防サービスを受けるためのケアプランを作成し、支援を行っています。

地域包括支援センターの担当地区

	センター名	担当地区
飯塚地区	地域包括支援センター くめぎ苑 ☎0948-25-0001	吉原町 リバーサイド 稲荷町 宮の下 下本町 中本町 上本町 西町東 西町西 徳前第1 徳前第2 徳前第3 徳前第4 向町 御幸町 東町東 東町西 片島栄町 片島本町 片島若宮町 片島勝守町 立岩 久世ヶ浦 川島
	地域包括支援センター 太陽の郷 ☎0948-21-2828	昭和通 中央通 駅通 南通 木の花 元宮 五穀神 大新 鶴三緒 忠隈 下三緒 三緒浦 山内 上三緒第1 上三緒第2 上三緒第3 上三緒第4 東ヶ丘 下三緒団地 柏の森ヒルズ
	地域包括支援センター ベスト・シルバー飯塚 ☎0948-22-5566	新飯塚東 新飯塚西 芳雄 旧芳雄 柏の森 鯉田本町 鯉田上町 鯉田浦田 鯉田篠田 鯉田簗子町 鯉田新町 鯉田蛭子町 鯉田栗尾 鯉田畝割 鯉田東町 鯉田柳町 鯉田南町 愛宕団地 市の間
	二瀬地域包括支援センター コスモス苑 ☎0948-21-5511	東川津 西川津 東横田 西横田 南横田 中央区 旭ヶ丘 二瀬本町 高雄区 東新町 西新町 東伊岐須 西伊岐須 相田 上相田 新二瀬 新相田 新高雄 新栄町 相田団地 伊川 乙丸 けやき台 東伊川 南伊川 ガーデンヒルズ
	幸袋地域包括支援センター いずみ苑 ☎0948-21-1777	幸袋本町 幸袋新町 池田 栄町1丁目 栄町2丁目 栄町3丁目 幸袋西町 日の出町 緑ヶ丘 大谷町 中三 中一 三軒家 庄司 津島 柳橋 目尾勝負谷 第二目尾 浜生 吉北 吉北元町 目尾中央 目尾薙野 白旗団地 目尾団地 第二勝負谷 地産 井の浦
	鎮西地域包括支援センター ☎0948-24-0033	八木山 蓮台寺 建花寺 大日寺 花瀬 明星寺 潤野上区 潤野下区 東潤野 潤野牟田 黒萩 明星寺団地 新花瀬 県住はなせ 花咲台 新潤野
穂波地区	穂波東地域包括支援センター ☎0948-26-6761	堀池 堀池東 秋松 松ヶ瀬 忠隈一区 忠隈二区 忠隈浦田 忠隈泉町 忠隈北区 忠宮 忠宮二区 忠宮三区 栄市東区 大陣 栄市 南尾 南尾二区 南尾迎坂 神の浦 神の浦浦田 平恒 平恒新町 平恒本町 平恒中野 平恒原口
	穂波西地域包括支援センター つばき苑 ☎0948-23-8124	太郎丸一区 太郎丸二区 椋本 安恒 椿 弁分 弁分彼岸原 久保白 見田 高田 本谷 舍利蔵 津原 振興 小正一区 小正二区 小正三区 小正浦の原 小正高畑 秋松西 若菜 枝国一区 枝国二区 枝国三区 日鉄枝国 小正水落 天道
筑穂地区	筑穂地域包括支援センター ☎0948-72-3155	大野 久保山 内住本村 切畑 大分 黒石 片山 ニュータウン大分 うぐいす台 長楽寺団地 大分駅前団地 鶯塚 楠台 氷屋 嘉穂 山口 馬敷 筑穂元吉 浦田 筑穂栄町 長尾 長尾東団地 北古賀 平塚 出雲東 阿恵 弥山 下揚 三町 上揚 桑曲 大分駅西
庄内地区	庄内地域包括支援センター 多田の里 ☎0948-82-0410	高倉 筒野 赤坂 勝島 青葉台 新町一区 新町二区 すだれ石 入水 山倉 赤松 本村 若草 関の台 旭町 庄内栄町 安丸 大坪 持田 立 有安 藤田 柿田 鳥羽 ビレッジハウス庄内 多田 あさひ台 仁保 大門 庄内元吉 有井 有井二区 有井三区 工場団地 筑前製鋼 光ヶ丘
頼田地区	頼田地域包括支援センター かいた苑 ☎0948-92-4552	上勢田東 上勢田西 中央団地1 中央団地2 中央団地3 中央東団地 下勢田 北勢田 東勢田1 東勢田2 東勢田3 福門 新立 桜が丘 明治1 明治2 木浦岐 口原 大畑 六反畑 石丸 石丸団地1 石丸団地2 石丸団地3 ビレッジハウス 東佐與 西佐與 鯉田東区 牧野 鹿毛馬中 鹿毛馬上 小峠 小峠東 小峠西

※現在活動していない自治会も含まれています。

障がい者・障がい児福祉



本庁社会・障がい者福祉課・各支所市民窓口課

(ただし、障がい年金関係については、本庁医療保険課または直方年金事務所☎0949-22-0891、特別児童扶養手当については本庁こども家庭課)

障がい者手帳

身体、知的、精神に障がいのある人などにさまざまな支援をしています。障がいのある人は、次のとおり手帳の交付を受け、障がいの程度により各種制度が利用できます。

種類	対象者	内容
身体障がい者手帳	身体に障がいがある人	障がいがある人のための援助やサービスを受ける場合に必要の手帳です。手帳の交付申請には、身体障害者福祉法の第15条の指定を受けた医師の診断書が必要です。
療育手帳	知的に障がいがある人	知的障がい者・障がい児のための援助やサービスを受ける場合に必要の手帳です。18歳未満の人は児童相談所、18歳以上の人は障がい者更生相談所の判定を受け、該当すれば手帳が交付されます。
精神障がい者保健福祉手帳	精神に障がいがある人	精神障がい者への援助や各種制度上のサービスを受けやすくするものです。申請に基づき県の精神保健福祉センターで決定されると、手帳が交付されます。

○こんなときには届出を

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けたら、次のようなときには必ず届け出てください。

①居住地や氏名が変わったとき ②手帳を紛失したり、破損したとき ③障がいの程度に変更が生じたとき

手当と年金

項目	内容
特別障がい者手当	日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給します。(所得制限があります。)
障がい児福祉手当	日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。(所得制限があります。)
特別児童扶養手当	身体や精神に障がいのあるお子さん(20歳未満)を養育している父母などに支給します。(所得制限があります。)
障がい年金等	年金の障がい等級に該当する状態になったときに支給します。(ただし、納付要件を満たしている人)初診日に加入している年金制度などにより請求先が異なります。



各種障がい者支援

各事業を利用できる障がいの種類・程度などの要件は事業ごとに異なります。
利用する場合は事前に申請が必要となります。

事業名	対象者	事業の概要
障がい福祉サービス	障がい者・障がい児、難病患者等	地域での自立した生活を支援するためのサービスを提供します。 ・訪問系サービス(ホームヘルプなど) ・日中活動系サービス(生活介護・自立訓練など) ・居住系サービス(グループホーム・施設入所支援など)
障がい児通所支援	障がい児、難病患者等	障がいのある児童に対し、通所サービスを提供します。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス など
自立支援医療	障がい者・障がい児	更生医療、育成医療、精神通院医療の費用を一部給付します。
自動車運転免許取得事業	障がい者手帳の交付を受けている人	運転免許を取得するときに10万円を限度として助成します。
自動車改造費助成事業	上・下肢または体幹機能障がい者	自ら運転する自動車の手動装置などを改造するときに10万円を限度として助成します。
補装具の交付・修理	身体障がい者手帳の交付を受けている人・難病患者等	日常生活を容易にするため、補装具(義眼・補聴器など)の交付・修理をします。
日常生活用具の給付	身体障がい者手帳及び療育手帳の交付を受けている人、難病患者等	日常生活を容易にするため、各種用具(特殊寝台・入浴補助用具・ストーマ装具など)を給付します。
訪問入浴サービス	重度の身体障がいにより、自宅での入浴介助が困難な人	訪問して、入浴サービスを行います。(原則として週1回)
寝具乾燥・洗濯事業	※現在、休止中のため、お問い合わせください。	
配食サービス	調理が困難な重度の障がい者のみの世帯	夕食をお届けします。(420円/1食)
訪問理美容サービス	外出して散髪にいくことができない重度の障がい者	理美容師が訪問し、散髪をします。出張料を市が負担しますが、理髪料は自己負担です。
福祉電話設置事業	電話以外にコミュニケーション及び緊急連絡手段がない重度身体障がい者(住民税非課税世帯)	孤独感をやわらげるとともに、緊急時の連絡として福祉電話をお貸しします。 ※利用者負担は基本料金の半額と通話料金等です。
緊急通報システム事業	重度身体障がい者のみで構成される世帯	急病・事故などの際、協力者などに連絡するための緊急通報装置を設置します。住民税非課税世帯は貸与、住民税課税世帯は給付(自己負担あり)
福祉タクシー料金助成事業	重度の障がい者など(住民税非課税世帯)	タクシーを利用する際、初乗り運賃を助成する福祉タクシー利用券を交付します。(月4枚)
住宅改造費助成事業	重度の身体・知的障がい者がいる世帯(生計中心者の住民税、前年所得税が非課税の世帯)	障がい者の自立及び介護者の負担を軽減するため住宅の改造などの経費を一部助成します。 助成額30万円(上限額) ※対象となる工事は要件がありますので詳細は問い合わせてください。
意思疎通支援者派遣事業 《手話通訳者等派遣事業》	聴覚障がい者等 聴覚障がい者等で構成する団体	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある市内に居住する障がい者等とその他の者との意思疎通を支援するため、公的機関、教育、病院等の社会生活上必要な内容に対して手話通訳者等を派遣します。 費用は原則無料(入場料、参加費に類する費用は申請者負担)です。

障がい者・障がい児の相談窓口

障がい者基幹相談支援センターは、障がいのある方、そのご家族、関係者の方の相談窓口です。生活の悩みごと・困りごと・心配ごと、将来のこと、仕事のこと、夢、子どもの発達や将来のこと、お住まいのこと、障がい者虐待のことなど、なんでもご相談ください。

飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター

場所	飯塚市忠隈523番地 飯塚市役所穂波庁舎4階
電話番号	0948-43-4006
ファックス番号	0948-43-4021
メールアドレス	soudan@iikk-kikan.jp
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます)

- 障がい者基幹相談支援センターは、飯塚市・嘉麻市・桂川町から委託された相談機関で、これまでの障がい者支援センター(かさまつ、たいよう、BASARA)の相談支援専門員で構成されています。
- 発達障がい児等を対象とした療育面における相談支援は、こども発達療育センター テコテコ内(飯塚市口原1061-6) ☎0948-96-8278 FAX0948-96-8280 において行っています。

障がい者虐待防止に関するご相談や、虐待を発見した(受けた)場合の通報などは、障がい者虐待防止センターでもお受けします。

飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者虐待防止センター (24時間対応)

電話番号	0948-43-9977
ファックス番号	0948-43-9974
メールアドレス	gyakutai.sos@ezweb.ne.jp

児童福祉

問 本庁保育課・こども家庭課・各支所市民窓口課

保育所

保育所は、保護者が働いていたり、病気のため家庭で保育できない場合などに、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

保育所の入所申込について

提出書類

- ①保育所入所申込書 ②勤務・就労証明書
③個人番号届出書及び番号確認書類

※以上の他にも診断書(病気または親族などを介護している場合のみ)などの添付書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

保育料(令和元年からは、3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども利用料が無償化。)

保育料は保護者の前年分の所得に対する市民税額により、児童の年齢に応じて決定されます。

なお、2人以上入所される場合は、第2子以降は無料です。

市立・私立保育所・認定こども園一覧

(地図→94～97ページへ)

	保育所名	施設所在地	連絡先	定員
市立	菰田保育所	堀池15-9	☎22-0865	220
	穂波東保育所	平恒115-52	☎23-6990	180
	筑穂保育所	筑穂元吉645-1	☎72-0071	130
	庄内こども園	赤坂364	☎82-0009	129
	額田こども園	勢田1010-1	☎92-6857	137

(以下は広告スペースです)

NPO 嘉飯山ネット **BASARA**

あすてっぷ 就労継続支援 B 型事業
飯塚市忠隈 71-10 TEL/FAX **24-9332**

ぴあんだ 生活介護事業
飯塚市忠隈 71-1 TEL/FAX **22-7538**

はなまる 就労継続支援 B 型事業
嘉麻市山野 1222-1 TEL/FAX **42-5137**

テコテコ こども発達療養センター
飯塚市口原 1061-6
HPは ☎ **96-8276**
こちらから ☎ **96-8280**

地域活動支援センター izumi
飯塚市枝国 402-46 TEL/FAX **52-3759**

障がい者就業・生活支援センター BASARA
飯塚市吉原町 6-1 アイタウン 4F TEL **23-5560**

放課後等デイサービス **Pucca**



放課後等デイサービス Pucca では、集団や個別を通してお子様の興味や関心を最大限に活かし、日常生活での動作の習得や集団の適応に向けた支援を行い、「自信」へと繋げるお手伝いをします。

詳しくはこちら
〒820-0001 飯塚市鯉田 1526-16
Tel.0948-43-9330

	保育所名	施設所在地	連絡先	定員
私立	明星保育園	柏の森535-3	☎25-1545	160
	あじさい保育園	横田644-4	☎25-0151	140
	あさひ保育園	川島840-1	☎24-1573	120
	ひかるこども園	伊岐須62-8	☎25-0065	90
	わかみず保育園	目尾967-3	☎25-3222	100
	了専寺白菊幼稚園	小正93	☎24-7486	80
	潤野こども園	潤野35-6	☎25-5558	120
	飯塚保育園	堀池131-1	☎22-8193	80
	常楽寺保育園	太郎丸772-1	☎23-1562	110
	つばみ保育園	棕本548-4	☎22-1515	70
	常葉保育園	忠隈50-67	☎24-1341	60
	ひばり保育園	小正45-1	☎24-4647	90
	なのはな保育園	若菜51-1	☎23-1188	60
	たけのこ保育園	阿恵1145	☎72-3366	40
	庄内保育園	綱分950	☎82-1481	60
	愛の光保育園	有安702-9	☎82-3545	90
	鯨田こども園	鯨田1363	☎22-1155	110
	飯塚東保育園	上三緒628-1	☎22-3362	120
	つはらたんぼ保育園	津原663-11	☎25-3393	40
	枝国保育園	枝国515-40	☎22-1709	90
	鎮西ひかる保育園	大日寺593-16	☎22-3570	60
	つくしんぼ保育園	相田99-1	☎22-1772	80
	愛宕幼稚園	鯨田2578-40	☎24-5777	142
	幸袋こども園	中513-5	☎22-0095	130
	いぎすれんげ幼稚園	伊岐須677-3	☎28-8177	94
	さんない幼稚園	柏の森626-1	☎22-2033	90
	桜ヶ丘幼稚園	菰田東2-4-50	☎22-6532	66
	飯塚らいむ保育園	鯨田2425-207	☎25-6266	100
	横田こども園	横田351-1	☎22-1329	80
	ひまわり幼稚園	柏の森56-9	☎22-3060	72
	穂波幼稚園	忠隈50-68	☎22-4138	50

※届出保育施設は、福岡県庁のホームページからご確認ください。

◆ 病児保育事業

保護者が仕事などのため、症状の急変はないが病気の回復期に至っていない児童を自宅で育児できない場合に、専門の施設で一時的にお預かりする事業です。

- 実施施設／さくらルーム(宮嶋医院 併設)
忠隈380 ☎22-1433
キッズケアルーム飯塚らいむ
(飯塚らいむ保育園内)
鯨田2425-207 ☎25-6266

◆ 子育て支援センター

子育て支援センターは、子育て中の家庭を支援する施設です。

主に子育てに関する相談、育児情報の提供、子育て親子の交流やあそびの場の提供、育児講座の実施、育児サークルの支援などを行っています。

また、各支援センターでは、出前講座として各地域の福祉センターなどに出向いて、親子あそびの広場も開催しています。

子育てに関するご相談がありましたら、お気軽に支援センター職員にお問い合わせください。

➤ 開所日

毎日(12月31日～1月3日を除く)…街なか月～土曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)…穂波・筑穂・庄内・鯨田

➤ 時間／午前8時30分から午後5時まで

➤ 利用料／無料

穂波子育て支援センター(穂波交流センター内) ☎21-0066
筑穂子育て支援センター(筑穂支所内) ☎72-2970
庄内子育て支援センター(庄内図書館横) ☎82-0089
鯨田子育て支援センター(鯨田交流センター別館内)
☎92-0333
街なか子育てひろば(本町) ☎22-3809

◆ ファミリー・サポート・センター事業

子育てのお手伝いをしたい人と子育ての手助けをしてほしい人とをつなぎ、地域の中でお互いを支えあう会員組織です。

ファミリー・サポート・センターいいづか

➤ 場所／幸袋526-1

福岡ソフトウェアセンター内

☎43-3324

➤ 入会金・登録料無料

➤ 基本型

- ・子どもの一時預かり
- ・保育施設などへの送迎
- ・その他センターの趣旨に適合していると認められるもの

➤ 病児・緊急型

- ・病児、病後児の一時預かり
- ・緊急時の保育施設などへの送迎

*詳細はホームページをご覧ください。



◆ 産前・産後生活支援事業

妊産婦の人が体調不良などのため家事や育児を行うことが困難になったとき、支援員が家事や育児のお手伝いをします。

(例:炊事、洗濯、掃除など)

➤ 利用期間・回数など

妊婦または産後12か月を経過する日までの期間12回(多胎出産の場合 妊婦または産後12か月を経過する日までの期間24回)

➤ 利用時間など

- ・午前8時30分～午後5時
- ・土日とも利用可(祝日、8月13日～8月15日・12月29日～1月3日除く)

➤ 利用料金

310円(1時間) ※所得に応じて減免があります。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭・寡婦の人が、一時的に家事や育児を行うことが難しくなったとき、支援員が家事や育児のお手伝いをします。

(例:炊事、洗濯、掃除など)

利用理由

- ・就職活動、技術習得のため通学
- ・学校などの公的行事の参加、冠婚葬祭に出席
- ・疾病、出産、看護、事故、災害、仕事の都合など

利用時間など

- ・午前9時～午後6時(特別な理由がある時は午後9時まで)
- ・土日も利用可(祝日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日除く)

利用料金／150円または300円(1時間)

※支援内容により異なります。

※所得に応じて減免があります。

子育て短期支援事業

保護者が家庭で就学前のお子さんを養育することが難しくなったとき、市が契約している施設で、お子さんを一時的にお預かりします。

お預かりする方法には、宿泊(ショートステイ)と平日の夜間、日曜日・祝日の昼間お預かりする方法(トワイライトステイ)があります。

利用理由

- ・学校などの公的行事の参加、冠婚葬祭に出席
- ・疾病、出産、看護、事故、災害、仕事の都合など

利用期間・利用料金など

●ショートステイ 1回につき7日以内

1日:24時間あたり(おおむね午前7時から24時間)

2歳未満 5,350円 2歳以上 4,500円

※ひとり親世帯等及び所得に応じて減免があります。

●トワイライトステイ

<平日夜間>

午後5時～おおむね午後10時まで

1日あたり:1,000円(原則4時間以内)

※ひとり親世帯等及び所得に応じて減免があります。

<日曜日・祝日昼間>

おおむね午前7時～午後5時まで

1日あたり:1,500円(原則8時間以内)

※ひとり親世帯等及び所得に応じて減免があります。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給することで、母子世帯や父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進します。

手当の対象者

0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども(障がい児については20歳未満)を監護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している人。(父または母が重度の障がい有する家庭にも支給される場合があります。)

児童扶養手当の額及び支給月

➤ 手当額(全部支給される場合)

①児童一人のとき 月額46,690円

②児童二人以上のとき ①に一人につき11,030円加算

※標記の金額は令和7年4月分からの金額です。変更の場合があります。

➤ 支給月／1月、3月、5月、7月、9月、11月に前月分までを支給

※奇数月に年6回、各2か月分を支給

手当を受けている人の届出の義務

児童扶養手当を受けている人は、次のような届出の義務があります。忘れずに届出をしてください。

現況届	毎年8月1日から8月31日までの間に届け出て、引き続き支給要件に該当するかどうかの審査をうけます。
資格喪失届	資格要件に該当しなくなったときは、手当を受けることができませんので早急に資格喪失届を提出してください。届けを提出せずに手当の支払いを受けた場合は、返還していただくことになります。

児童手当

高校生年代までの児童を養育されている人に支給されます。

支給期間は、申請した翌月から18歳に達した日以降の最初の3月31日までとなっていますが、申請をしないと手当が受けられませんので、忘れずに申請をしてください。

児童手当の額及び支給月

➤ 手当額

年齢	支給額(月額)
0～3歳未満	15,000円
3歳～18歳年度末 第1・2子	10,000円
第3子以降	30,000円

※養育する子(親等の経済的負担がある場合、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)のうち、最年長の児童を第1子として数えます。

➤ 支給月／4月、6月、8月、10月、12月、2月に前月分までを支給

※偶数月に年6回、各2か月分を支給

特別児童扶養手当

20歳未満の精神または身体に法で定める程度の障がい有する児童を監護している父母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、所得制限があります。

特別児童扶養手当の額及び支給月

➤ 手当額

①重度障がい児(1級) 一人につき月額56,800円

②中程度障がい児(2級) 一人につき月額37,830円

※標記の金額は令和7年4月分からの金額です。変更の場合があります。

➤ 支給月／4月、8月、11月に前月分までを支給(11月期については、8月～11月分)

手当を受けている人の届出の義務

特別児童扶養手当を受けている人は、次のような届出の義務があります。忘れずに届出をしてください。

所得状況届	受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育の状況を確認するための届です。引き続き支給要件に該当するかどうかの審査を受けます。
再認定届	児童の障がいの状況に応じて、手当の認定時に期限が定められる事があります。この期限が近づくと、文書でお知らせしますので、必要書類(診断書等)を提出してください。
資格喪失届	資格要件に該当しなくなったときは、手当を受けることができませんので早急に資格喪失届を提出してください。届出をせずに手当の支払いを受けた場合は、返還していただくことになります。

飯塚市少年相談センター

補導員

地区の少年補導委員と連携・協力した街頭活動、少年補導委員に対する研修会などの開催、関係機関・団体などとの連絡調整を行いながら、少年非行防止活動の中心的な役割を果たしています。

相談員

子どもは、依存と自立の狭間でいろいろな姿を見せます。

また、子どもを取り巻く環境も、時とともに変化するため、子ども自身も周囲の大人も悩むことは決して少なくありません。そのような時、一人で悩まず誰かに相談することも解決にむけた一つの方法です。当センターは、電話や面接にて相談をお受けしています。

☎22-0226

母子・父子・寡婦福祉

問 本庁こども家庭課・各支所市民窓口課

家庭児童相談室

母子・父子自立支援員

現に児童を扶養している配偶者のいない人や寡婦の人の離・死別後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談などにより支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。また、母子生活支援施設等への入所に関するご相談も受けます。

家庭児童相談員

家庭における適正な児童養育などの、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭における児童養育の技術に関すること、児童に係る家庭の人間関係に関すること、その他の家庭児童の福祉に関することや児童虐待に関することなどについてご相談を受けます。

母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の人の経済的な自立の助成と扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行う制度です。ただし、所得制限があります。

対象者

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の人です。

受付・貸付

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の人からの生活相談を受け、状況に応じて資金貸付に関する情報提供を母子自立支援員が行い、受付を行います。

福岡県ひとり親家庭自立支援給付金

自立支援教育訓練給付金

職業能力の開発・向上・就職の促進を図るための職業訓練講座を受ける母子家庭の母や父子家庭の父に対し、給付金を支給します。ただし、所得制限があります。

高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するための養成訓練を受ける母子家庭の母や父子家庭の父に対し、給付金を支給します。ただし、所得制限があります。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援するため給付金を支給します。ただし、所得制限があります。

母子・父子自立支援プログラム

仕事を探している母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、仕事探しから就業までのサポートを専門の支援員がハローワークと連携して行います。

家庭児童相談室は本庁に設置しています。

養育費確保に関する補助金制度

養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費確保に関する補助金事業を実施しています。

①養育費に関する公正証書等の作成にかかる本人負担費用 上限43,000円

②養育費保証会社と保証契約を締結した際の初回保証料の本人負担費用 上限50,000円

生活保護

問 本庁生活支援課

生活保護

病気やその他の理由により、自力ではどうしても生活できなくなった人に対し、生活保護の制度があります。身内からの援助や資産及び収入の状況などを調査

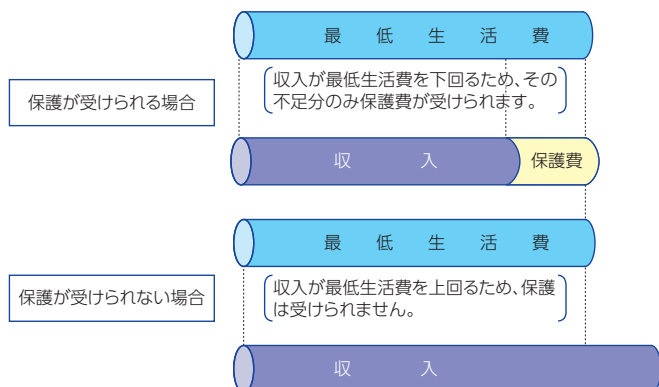
次ページに続く

し、最低基準（最低生活費）に満たない人には、この制度が適用され、基準に満たない分が扶助されます。

生活保護全般のご相談やお問い合わせについては、下記までご連絡ください。

生活保護情報ホットライン ☎43-9674

保護の要否（最低生活費と収入との比較）



生活自立支援

問 生活自立支援相談室（本庁4階）

生活自立支援相談室

名称	住所	電話番号
生活自立支援相談室	本庁4階	☎30-2610

心身の問題、仕事の問題、子どもや家庭の問題で、悩みを抱えている方が自立した生活を送れるように、問題解決に向けて相談や支援を行います。

専門の相談員が悩みを聴き、問題点を整理して支援プランを作成します。さらに、プランに沿って各種支援機関（制度）の利用をコーディネートし、包括的な支援を行います。

まずは、お電話ください。

【例えば…】

- ・失業してなかなか次の仕事が決まらず、収入がない。
- ・長期の引きこもりで社会生活に適應できない。
- ・家賃を滞納していて立ち退きを迫られている。
- ・借金や多重債務で生活が苦しい。
- ・ひとり親家庭で子育てもあって仕事が見つからない。
- ・家族が病気になり生活が苦しい。
- ・両親の介護があり仕事が出来ず、生活が苦しい。

医療施設 **問** 飯塚市立病院・急患センター

市立病院

名称	住所	電話番号
飯塚市立病院	弁分633-1	22-2980

○ 管理運営／公益社団法人地域医療振興協会

○ 診療受付時間／午前8時20分から午前11時まで

○ 休診日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）

診療科目

内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻いんこう科・小児科・泌尿器科・脳神経内科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・脳神経外科・皮膚科・呼吸器外科・乳腺外科・救急科
※診療科目により、診療日・診療時間が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

○ 病床数／総数250床（一般病床250床）

○ HP／<https://iizukacityhp.jp>



急患センター

名称	住所	電話番号
飯塚急患センター	吉原町1-1 サンメディラック 飯塚2階	24-3399

診療日及び診療受付時間

- ・土・日曜日、祝日、お盆（8月13日～8月15日）
午後6時から午後9時45分まで
- ・年末年始（12月31日～1月3日）
午後2時から午後5時15分、午後6時から午後9時45分まで
- ・平日 午後7時から午後8時45分まで

○ 診療科目／内科

